

第4回定例会会議録

平成30年12月17日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（小井土哲雄君） これより、休会中の本会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。仁科英一議員、所用のため欠席の旨の届け出がありました。

理事者側は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

12月7日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案・陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第79号 町道の一部廃止路線及び新規路線の認定について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第1 議案第79号 町道の一部廃止路線及び新規路線の認定について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） おはようございます。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第79号 町道の一部廃止路線及び新規路線の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第79号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第79号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第79号 町道の一部廃止路線及び新規路線の認定については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第2 議案第80号 御代田町人権啓発センター設置条例を廃止する

条例案について―――

―――日程第3 議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第4 議案第82号 御代田町介護保険条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第2 議案第80号 御代田町人権啓発センター設置条例を廃止する条例案について、日程第3 議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第82号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 1 ページをお開きください。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第80号 御代田町人権啓発センター設置条例を廃止する条例案について

議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第82号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第80号から82号を一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号から82号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第80号 御代田町人権啓発センター設置条例を廃止する条例案に

ついて、議案第 8 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 8 2 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり決しました。

――日程第 5 議案第 8 3 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について――

――日程第 6 議案第 8 4 号 御代田町営水道条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 5 議案第 8 3 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、日程第 6 議案第 8 4 号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 2 ページをお開きください。

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第 8 3 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第 8 4 号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 8 3 号、8 4 号を一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第83号、84号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第83号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、議案第84号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第7 議案第85号 平成30年度御代田町一般会計補正

予算案(第4号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第7 議案第85号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第85号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案(第4号)について
(総務福祉文教常任委員付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(小井土哲雄君) ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済

常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） なし。

○議長（小井土哲雄君） 報告事項ないものと認めます。

以上で各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第 8 5 号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 8 5 号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 5 号 平成 3 0 年度御代田町一般会計補正予算案については、
委員長報告のとおり決しました。

―――日程第 8 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

―――日程第 9 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

―――日程第 1 0 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計
補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 8 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案について、日程第 9 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度御

代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第10 議案第88号
平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、委員長の報告
を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第86号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
について

議案第87号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案につ
いて

議案第88号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案につ
いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第86号から88号
を一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第86号から88号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したい
と思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第86号 平成30年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第87号 平成30年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第88号 平成30年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 議案第89号 平成30年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案(第3号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第11 議案第89号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(井田理恵君) 2ページをお開きください。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

議案第89号 平成30年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第89号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 89 号については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 89 号 平成 30 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第 12 陳情第 6 号 国土交通省告示第 15 号の履行に関する陳情―――

―――日程第 13 陳情第 7 号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第 12 陳情第 6 号 国土交通省告示第 15 号の履行に関する陳情について、日程第 13 陳情第 7 号 最低制限価格の設定に関する陳情について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 3 ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第 6 号 国土交通省告示第 15 号の履行に関する陳情

(12月7日の議会において付託)

2. 件名 陳情第 7 号 最低制限価格の設定に関する陳情

(12月7日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告いたします。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第6号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第6号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第6号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情については、委員長の報告のとおり決しました。

続いて、陳情第7号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第7号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第7号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第14 陳情第8号 米軍基地負担に関する陳情―――

―――日程第15 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と

夜勤交替制労働の改善を求める陳情―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第14 陳情第8号 米軍基地負担に関する陳情について、
日程第15 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善
を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 3ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

採択とすべきもの

1. 件名 陳情第8号 米軍基地負担に関する陳情

(12月7日の議会において付託)

2. 件名 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善
を求める陳情

(12月7日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、

以上報告いたします。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第8号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第8号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第8号 米軍基地負担に関する陳情については、委員長の報告のとおり決しました。

続いて、陳情第9号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許可します。

池田るみ議員。

(5番 池田るみ君 登壇)

○5番(池田るみ君) 議席番号5番、池田るみです。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情に、反対の立場から討論いたします。

陳情者の高齢化社会を迎えるに当たり、医師、看護師、介護士を増やし、安全・安心な社会を築きたい、労働環境をさらによくしたいとの思いは理解ができます。本陳情の陳情項目1では、医療現場、介護現場の労働環境の改善などを求めています。労働者の労働時間は労働基準法第32条第1項において、使用者は労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて労働させてはならないと規定され、さらに同条第2項において、使用者は1週間の各日については、労働者に休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならないと規定されています。

また、労働基準法第36条1項による36協定では、使用者は労働間の書面による協定書を行政官庁に届けた場合には、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができると定められております。また、看護師等の人材確保の促進に関する法律でも、夜勤の回数の規定もあります。

以上のことから、労働基準法を遵守することが、医療の現場、介護の現場にかかわらず、企業に課せられており、この法を守る取り組みを行うことが優先であると考えます。

次に、項目2では、医療現場、介護現場の職員の増員を求めています。介護人材の確保については、介護職員の処遇改善を行っており、平成21年には月額平均2万4,000円、24年には月額平均6,000円、27年には月額平均1万3,000円、29年には月額平均1万円と、合計で月額平均5万3,000円引き上げられております。そして、来年10月の消費税率の引き上げに伴い、さらなる処遇改善を実施する予定となっております。

また、項目3の患者、利用者の保険料や一部負担金の負担軽減については、法に基づく負担割合になっていて、負担軽減するには財源をどのようにするかという問題もあります。

以上のことから、私は、今は国の今後の動向を注視していきたいと考え、不採択

といたします。

○議長（小井土哲雄君） 次に、原案に賛成する者の発言を許可します。市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情について、賛成の立場から討論を行います。

医療や介護現場での人手不足は、いまだに深刻な状態にあります。人手不足により、一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。

厚生労働省は、看護職員の雇用の質の向上のための取り組みについて、5、局長通知、6、局長通知を発出、日本看護協会も看護職員の夜勤交替勤務に対するガイドラインを発表し、勤務改善支援センターを全県に設置、また診療報酬では看護職員夜間配置加算を新設されるなど、医療現場や介護現場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だては講じていますが、具体的な労働環境の改善には至っていないのが現状であります。

日本医療労働組合連合会の2017年度夜勤実態調査や、2017年看護職員の労働実態調査は、依然として深刻な過重労働や健康悪化の実態が浮き彫りとなっています。その背景には、慢性的な人手不足があります。看護職員が健康に働き続けるためには、看護師の確保、定着と長時間労働や夜勤を法的に規制し、働くルールの確立のために抜本的な施策の実施、改善が必要で、労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題であります。

2007年国会で採択された請願内容、夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上などの看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制などの早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めるものであります。

そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、安全・安心の医療・介護の実現のため、過酷な労働環境に置かれている医療従事者改善を求めるため、どうか御理解を賜り、採択されますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（小井土哲雄君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、討論を終わります。

これより、陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情についての採決を行います。

陳情第9号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第16 意見案第5号 米軍基地負担に関する意見書案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第16 意見案第5号 米軍基地負担に関する意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長（木内一徳君） 4ページをお願いいたします。

意見書案第5号

米軍基地負担に関する意見書（案）

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

次のページをお願いします。

米軍基地負担に関する意見書（案）

全国知事会が国宛てに提言した「米軍基地負担に関する提言」（平成30年7月27日）に同意し、その実現のため以下の点について善処されるように求めます。

1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすな

ど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。

2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。

3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理、縮小、返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

防衛大臣 殿

法務大臣 殿

沖縄基地負担軽減担当 殿

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 意見案第5号 米軍基地負担に関する意見書（案）の趣旨説明を行います。

全国知事会では、沖縄県からの提言提起により、日米地位協定の抜本見直しを中

心とする決議を全会一致で行い、平成30年7月に米軍基地負担に関する提言として国に提出しています。

内容は、1、飛行訓練等の速やかな情報提供、2、日米地位協定の抜本見直し、3、米軍人等による事件、事故防止、騒音防止装置、4、基地の整理、縮小、返還、積極的に促進であります。

現在、当町を含む佐久地域上空は、オスプレイの訓練区域として指定され、危険な夜間低空飛行訓練が行われようとしています。このことから、全国知事会の提言に賛同し、本意見書を提出する次第です。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより、意見書に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第5号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第5号 米軍基地負担に関する意見書（案）については、原案のとおり決しました。

―――日程第17 意見案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と

夜勤交替制労働の改善を求める意見書案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第17 意見案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書（案）

書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 6ページをお願いいたします。

意見案第6号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成30年12月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

次のページをお願いいたします。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)

医療や介護現場での人手不足は、いまだに深刻な状態にあります。人手不足により、一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療現場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

日本医労連の2017年夜勤実態調査では、2交代勤務病棟のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の病棟の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態の背景には、慢性的な人手不足があります。同2017年看護職員の労働実態調査では、慢性疲労を抱えている看護師が71.7%、健康不安の訴えが67.5%、そして仕事を辞めたいと思いつながら働いている看護師が74.9%で、その理由としては人手不足で仕事がきついが47.7%と最も多くなっています。

また、介護現場では、長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、昼間は患

者4人に1人以上などの看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など)の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師、看護師、介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。

① 1日かつ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

② 夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。

③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること。

3 患者、利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

次のページをお願いします。

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長(小井土哲雄君) 本案について趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 危険書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)の趣旨説明を行います。

医療や介護現場での人手不足は、いまだに深刻な状態にあります。人手不足により、一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。

厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。看護職員配置基準等の抜本的な改善を早期実施し、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。

また、国民誰もが安心して医療、介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(小井土哲雄君) 以上で趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第6号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)については、原案のとおり決しました。

ただいま、町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第90号を追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第90号 平成30年度御代田町一般会計

補正予算案(第5号)について――

○議長(小井土哲雄君) 追加日程第1 議案第90号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) それでは、追加議案書の2ページをお開きください。

議案第90号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度御代田町一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

平成30年12月17日 提出

御代田町長

予算書の1ページをお開きください。

平成30年度御代田町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,653万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,572万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の廃止及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入から御説明をいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金4,971万1,000円の増額は、児童館2館の冷房設備設置事業に対する子ども・子育て支援交付金51万4,000円と、小中学校の冷房設備設置事業に対する冷房設備対応臨時特例交付金4,919万7,000円の増額であります。

続いて、款15県支出金、項2県補助金は、児童館2館の冷房設備設置事業に対する子ども・子育て支援交付金51万4,000円の計上でございます。

款19項1繰越金は、前年度繰越金1,401万3,000円の増額でございます。

款20項1町債は、小中学校の冷房設備に充てる学校教育施設等整備事業債1億2,530万円の増額でございます。

歳入合計は、2億1,653万8,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

款3民生費、項1児童福祉費431万8,000円の増額をお願いしております。内訳は、やまゆり保育園及び雪窓保育園の冷房設備設置に係る実施設計委託料167万4,000円の増額と、大林・東原児童館の冷房設備設置工事264万4,000円の増額をお願いしました。

款10教育費、項1小学校費1億5,244万2,000円の増額は、北小学校における冷房設備の設置管理委託料及び冷房設備設置工事合わせて5,740万2,000円、南小学校における冷房設備の設計管理委託料及び冷房設備の設置工事と都市ガスの本館との工事負担金合わせて9,504万円の増額をお願いしました。

同じく項2の中学校費においても、冷房設備の設計管理料、設置工事費合わせて5,977万8,000円をお願いしております。

以上、歳出合計2億1,653万8,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正であります。

2件の追加をお願いしてございます。

事項、やまゆり保育園冷房設置事業、期間、平成30年度から31年度まで、限度額は790万7,000円で、内訳は、冷房設備の設置工事と工事管理委託料となっております。

事項2の次の事項になります雪窓保育園の冷房設置事業であります。期間は平成30年度から31年度まで、限度額1,951万3,000円で、こちらの内訳は、冷房設備の設置工事、工事管理委託料、ガス管の内管工事の負担金となっております。

5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

1件の追加をお願いしております、記載の目的、学校施設等整備事業、限度額は1億5,230万円、記載の方法は証書借り入れまたは証券発行、利率は年4.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

説明は以上でございます。よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第90号 平成30年度御代田町一般会計補正予算案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。これにて閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――退職者あいさつ――

○議長(小井土哲雄君) 閉会に先立ち、12月20日をもって退任される櫻井教育長より挨拶を願います。

櫻井教育長。

(教育長 櫻井雄一君 登壇)

○教育長(櫻井雄一君) 貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

議会の皆様には、教育行政に御支援と御協力を賜りましたこと、感謝申し上げます。

私ですが、平成30年12月20日をもちまして、任期満了のため、教育長を退任させていただきます。

平成26年3月7日より、再登板として教育長を4年9カ月、御代田町の教育行政に取り組みさせていただきました。就任に当たっての思いは、地道ではありますが、子どもの心を育てたいということでした。ところが、学校現場では、発達障害の児童が年々増加し、その対応に追われているのが現状でした。

教育委員会としては、学校の要望に応え、教員資格のある学習支援員を町費で雇用し、その対応に当たっていただきました。毎年、学校の状況は変わりますが、1校に6名から7名の学習支援員を配置した年もありました。しかし、学習支援員を増やすことは、必ずしも解決につながらず、その対応は対処療法的で、根本的な解決にならない、そんなような状況でした。

そこで、障害のある子もない子も、共に学ぶ温かい学級づくりこそ解決の道だろうと、3校の研究の柱として、インクルーシブ教育を取り入れました。教育委員会としても、インクルーシブ教育の推進のために、3校の先生方を一堂に会し、研修

会を行いました。さらに、先進地の視察研修として、東京の日野市へ二十余名の先生方を町のバスをお借りしまして研修してきました。

さらに、学校は、授業が全てという思いで、本年度4月から、教師力アップのため、町費で指導主事の先生を雇用し、授業改革へ向けて取り組みました。学校の要請に応え、個々の先生方の授業参観をし、その授業のあと指導を当たっていただきました。地道な取り組みですが、少しずつ着実に授業改革の兆しが見えてきました。

授業改善と並行して、教師力アップのための自主研修にも力を入れ、講師をお招きして研修会を重ねてきました。講師には、信州大学教職員大学院の畔上一康教授をお招きしたり、軽井沢風越学園創設に奔走している本城慎之介先生、それから元東京学芸大学岩瀬直樹先生をお招きしての研修です。やらされている研修から、何とか先生方自身がみずから学ぶ研修にということで、力を入れてまいりました。

さらに、親力のアップの講演会も行いました。元長野県教育長の斉藤金司先生をお招きをして行いました。出席された保護者の中には、涙を流しながらお聞きしている姿もございました。

この研修会は、いずれも学校の勤務時間後の研修会でしたが、近隣の学校の先生方へも呼びかけたところ、その反響も大きく、大勢の先生方に集まっていただき、これからの授業の方向について学ぶことができました。全ての教室で教師が教え込む授業から、子どもたちが主体的に学ぶ、そんな学習が展開されることを期待しているところでございます。

退任後はただのお年寄りですが、子どもたちの安全のために朝のパトロールだけはこれからも続けていこうかなと考えております。その辺を徘徊してしましたら、ぜひ声をかけていただけたらと思います。

議会の皆様には、これからも教育行政についての御理解と御支援を賜りますようお願いしまして、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長には、通算7年余にわたり、御代田町の教育並びに町行政の発展に御尽力をいただき、大変お疲れさまでございました。退任後も御健勝で御活躍されますよう御祈念申し上げますとともに、今後も町の教育行政と初め町発展にお力添えをいただきたいと思います。

簡単ではありますが、議会を代表して感謝の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

――町長あいさつ――

○議長（小井土哲雄君）　ここで、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長　茂木祐司君　登壇）

○町長（茂木祐司君）　議会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり慎重に御審議をいただき、提案させていただきました全ての議案を御決定をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

さて、今回の一般質問で、同和対策事業について内堀議員から質問をいただきました。私はこれまでも、同和人権の問題をできるだけ選挙で出したくないということ、ましてや選挙に利用する考えはないということを申し上げさせていただきました。

この場での最近起きている同和対策に係る事実だけを、お知らせをしておきたいと思えます。

既に、国におきましては、同和事業の根拠となりました地対財特法は、2002年に終焉となりました。御代田町でも同和事業の終結を宣言し、私としましてはこれでこの問題は終わったと安心していましたが、驚くことに2016年5月に、自民党など3党の共同提案で、部落差別解消推進法が突然、議員立法という形で提出されました。12月に可決、成立されました。

この法律は、国と地方公共団体に、部落差別の解消に関する施策を講じる責務を規定するとともに、国に部落差別の実態に関する調査を義務づけています。さらに問題は、時限立法ではなく恒久法だという点です。

この法律が制定されたことで、再び部落解放同盟が勢いづくのではと心配していましたが、残念ながらそのとおりになりました。最近のことですが、部落解放同盟佐久地区協議会の書記長を名乗る人物から、私のところに直接電話があり、今度の法律について説明に行きたいということ、国が定めた法律なので、町として実行すべきだという内容の、極めて威圧的、高圧的な電話がありました。

私としましては、御代田町は同和事業を廃止しているので関係がないということと、私たちの町が独自に判断することなので説明は要らないということで断りまし

た。しかし、あくまでも町に説明に行くと言い張りでしたが、まだ来てはいません。

この法律の成立にて、部落解放同盟の新たな動きが出ているということは、残念ながら事実であります、この事実だけは、議員の皆様にお伝えしておきたいと思えます。

最後に、御代田町長選挙についてです。

これまで私は、豊かな自然環境の町、子育てしやすい町、そして健康で安心して暮らせる町の3本柱を一貫して掲げて、実現に向けて努力をしてまいりました。こうした中で、例えば、子育て支援を充実させたことで、住みやすい町という評価もいただけるようになりました。介護予防活動などの健康なまちづくりは、12年目にしてようやく全国的にも注目される成果が出始めました。企業誘致、あるいは町内企業に対する支援という課題も、一番大事な企業との信頼関係という面で大きく改善させることができました。

このように始まった前進を、御代田町の将来を形づくる底力に、あるいは発展の基盤となるレベルまで仕上げていかなければなりません。それが私に与えられた御代田町に対する歴史的な使命と考えています。

今回の町長選挙の私としてのテーマは、4期目というものを総仕上げと位置づけて、挑戦と初心の気持ちを胸に、全力で取り組むということになります。

具体的な政策では、御代田町の未来を開く7つの挑戦ということになります。

1つ目の挑戦は、子どもたちが明るく元気に育つ御代田町プロジェクトということです。

重点事業としましては、基礎学力を向上させて生きる力をつける教育を目指すということです。阿部知事は、新しい総合計画に、学びと自治の力で開く新時代を掲げ、学びの県づくりでは、子どもから大人まで主体的に学び、持っている能力を社会の中で発揮できる県づくりとしております。

町では、こうした県の方針に基づくモデル事業として、大学などとも連携して、子どもたちの基礎学力の向上などを目標に、学びの改革に取り組んでまいります。これにつきましては、新しい教育長の就任後、直ちに長野県教育委員会と協議を始めまいります。

2つ目の挑戦は、子育てするなら御代田町へ、特色ある子育て支援を強めるということです。

重点事業としましては、全ての保育園と小中学校、また児童館へのエアコンの設置を行います。子育てしながら安心して働ける環境づくりに向けましては、保育士の確保と民間の保育所への支援で、3歳未満児の保育を充実させるということです。また、高校への通学費の補助を、経済的に困難な世帯に対して行ってまいります。

3つ目の挑戦は、安心して暮らせる健康なまちづくりを進めるということです。

御代田町のはつらつサポーターを中心とする介護予防活動は、全国から注目されています。元気な高齢者が増えてきたことが一番の成果となります。

重点事業としましては、町の介護予防サービスを高齢者の実態に合わせてさらに充実をさせて、元気な高齢者を増やす取り組みを強めてまいります。また、子どもを産み育てる女性への支援も拡充してまいります。

4つ目の挑戦は、町の人口を増やすための移住定住対策を強めるということです。

御代田町は、長野県の中でも、貴重な人口の増えている元気な町です。これまでも、農業体験を通して、都市の住民との交流を広げるクラインガルテン事業や、空き家バンク事業などを進めてまいりました。

重点事業としましては、こうした取り組みを本格的な移住定住の成果に結びつけるために、役場組織として新たな専門部署を創設して、ダイナミックに推進します。平和台の県営住宅跡地に新しい住宅地を整備いたします。また、空き家や空き店舗を改修して、都会の人たちが移住を体験できる施設の整備や、チャレンジショップにも取り組んでまいります。

5つ目の挑戦は、豊かな自然を生かして、町の経済の底力をつけるという課題です。

この4年間、町では地域経済の底力をつけるために、企業誘致と町内企業への支援を強めてまいりました。

重点事業としましては、さらなる企業誘致や住宅地を確保するために、新たな土地を確保する取り組みを強めます。旧役場庁舎の跡地を町の発展に活用するとともに、さらに周辺の土地を有効に活用できるようにするために、西軽井沢からスーパーツルヤ付近につなげる東原西軽井沢線の道路整備を進めます。また、利用者が増えている御代田駅と駅周辺の整備を進めてまいります。

6つ目の挑戦は、町の経済を支えている農家と町内企業及び業者を支援するということです。

重点事業としましては、町内企業が計画する新たな事業拡大を支援するために、土地の確保や財政支援を強めます。日穀製粉株式会社などの企業と連携して、ソバの栽培を促進します。また、地域農業の担い手となる若者の新規就農者への町独自の支援を強めます。

7つ目の挑戦は、災害に強いまちづくりのために、防災対策を強化することです。

重点事業としましては、浅間山火山防災対策については、周辺の市町村と連携して、期成同盟会をつくって、国への要望活動を強化してまいります。また地域には防災サポーターを立ち上げ、町民の皆様の防災に対する意識の向上と、災害が起きたときに住民同士で助け合う体制を整備してまいります。また、町に誘致した国土交通省の浅間山出張所を活用して、火山防災を強化してまいります。

以上が、私が進めるまちづくりのテーマとして申し上げさせていただきました。

最後に、今回の町長選挙について、公明正大で秩序ある選挙であるとともに、御代田町の未来につながる活発な政策論戦が行われる選挙になることを願っています。

議員の皆様には、健康で御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（小井土哲雄君）　これにて、平成30年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉　会　午前11時09分